

医療広告制度における広島県独自の広告可能事項の設定について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2018年1月24日

医療広告制度における広島県独自の広告可能事項の設定について

平成18年の医療法改正により医療広告制度が改正され、地方公共団体の単独事業などに関する事項については、都道府県が公示することにより当該都道府県の区域内で広告できることとされました。

広島県においては、この県単独事業などに係る広告可能事項として、次のとおり設定しておりますのでお知らせします。

広告可能事項一覧

広告可能事項	事業などの概要	広告例
広島県指定がん診療連携拠点病院である旨	地域におけるがん診療水準の更なる向上を促すとともに県民の適切な医療機関の選択を支援するため、国指定制度に準拠した診療体制を整備した病院を指定	広島県指定診療連携拠点病院広島県指定診療連携拠点病院（肺がん） 広島県指定診療連携拠点病院（乳がん）

広島県がん医療ネットワーク 参加施設である旨	5大がん（乳がん・肺がん・肝がん・大腸がん・胃がん）の検診、精密検査、治療、フォローアップについて、一定の医療機能を有し、広島県保健医療計画（疾病・事業ごとの医療連携体制）に記載の施設をがん医療ネットワークを構成する医療機関として公表	広島県乳がん 医療ネットワー ーク検診施設 広島県乳がん 医療ネットワー ーク精密検査 施設 広島県乳がん 医療ネットワー ーク総合診 断・専門治療 施設 広島県乳がん 医療ネットワー ーク術後治 療・経過観察 施設
広島県が指定する災害協力病 院である旨	災害時における救急医療体制の確保・充実を図るため、災害拠点病院（国制度）に準じた体制を整えた病院を災害協力病院に指定	災害協力病院
広島県高次脳機能地域支援セ ンターとして指定を受けた病 院である旨	高次脳機能障害のある人に対する医療、リハビリ、社会復帰までの一貫した支援を行うため、地域の相談窓口としての機能を担う病院を高次脳機能地域支援センターに指定	広島県高次脳 機能地域支援 センター

<p>広島県リハビリテーション支援センター、広島県リハビリテーション広域支援センター、広島県地域リハビリテーション協力病院・施設として指定を受けた病院・施設である旨</p>	<p>高齢者の介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や社会参加を支援するため、一定の施設基準などを満たす病院・施設を指定</p>	<p>広島県リハビリテーション支援センター 広島県地域リハビリテーション広域支援センター 広島県地域リハビリテーション協力病院・施設</p>
<p>オレンジドクター（広島県もの忘れ・認知症相談医）に認定された医師である旨</p>	<p>認知症の早期発見・早期診断体制の整備を図るため、かかりつけ医認知症対応向上研修などの修了者をオレンジドクターに認定</p>	<p>オレンジドクター（広島県もの忘れ・認知症相談医）</p>
<p>広島県思いやり駐車場設置医療機関である旨</p>	<p>障害者など用駐車区画の適正利用、当該区画を安心して利用できる環境整備、互いの立場を尊重しあいながら、ともに暮らすことを目的に、公共施設などの当該駐車区画を思いやり駐車場として登録</p>	<p>広島県思いやり駐車場設置医療機関</p>
<p>広島県がん対策サポートドクター（広島県がんよろず相談医）として取組む医師である旨</p>	<p>県民がどこに住んでいても、がん検診を適切に受診するとともに、最適ながん医療を受けることができるがん対策の環境整備を目的として、所定の研修の修了者を、広島県がん対策サポートドクター（広島県がんよろず相談医）に認定</p>	<p>広島県がん対策サポートドクター（広島県がんよろず相談医）</p>

「広島県アルコール健康障害サポート医」又は「広島県アルコール健康障害サポート医（専門）」に認定された医師である旨	アルコール健康障害を有する者が、早期に相談、適切な治療及び回復支援を受けられることを目的に、広島県アルコール健康障害サポート医養成研修等の修了者を、「広島県アルコール健康障害サポート医」又は「広島県アルコール健康障害サポート医（専門）」に認定	広島県アルコール健康障害サポート医 広島県アルコール健康障害サポート医（専門）
--	---	--

なお、医療広告制度に関しては、次の関連情報から、「医療広告ガイドライン」、「医療広告ガイドラインに関するQ & A（事例集）」を参考にしてください。

このページに関するお問い合わせ先

医療介護基盤課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

お問い合わせフォームはこちらから